

がけ地近接等危険住宅移転事業のご案内

がけ崩れ、土石流、地すべりなどの危険から生命の安全を確保するため、災害危険区域などの区域内にある既存不適格住宅などからの移転を行う方に補助金を交付します。

事業対象住宅（危険住宅）

次の（１）～（３）のいずれかに該当する区域内にある既存不適格住宅※

※既存不適格住宅…区域が指定された際に、その区域に存する住宅、または建築工事中であった住宅をいいます。

※次のような場合は原則として対象としません。

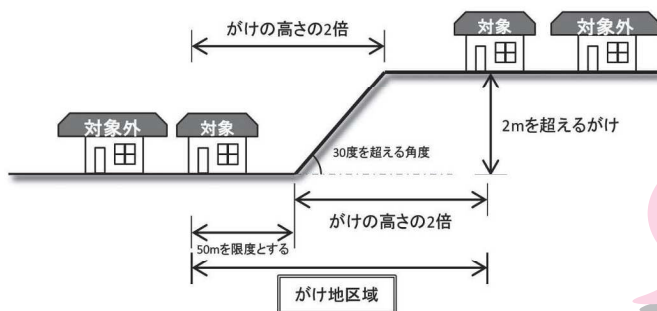
- ①住宅部分の床面積が延べ面積の１／２未満のもの
- ②企業などが所有している社宅、寮など

（１）災害危険区域

急傾斜地崩壊危険区域および個別指定区域（地すべり、山崩れ、がけ崩れ）

（２）がけ地区域

以下の区域内の危険住宅で昭和４７年１２月以前に建築されたもの



住宅が該当するか
わからない場合は
お問い合わせください

（３）土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

補助の内容

	補助対象	補助金の限度額 (令和８年度の場合)
除却等費	危険住宅の除却などに要する費用	１戸あたり ９７万５千円＋除却費用 〔引越費用等 ９７万５千円 除却費用等 ３万６千円／㎡※〕 ※令和８年標準建設費等通知に定める除却工事費 ※年度ごと改正
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設または購入（これに必要な土地の取得を含む。）に要する資金を金融機関などから借り入れた場合において、当該借入金利息（年利率 ８.５％を限度とする。）に相当する額の費用	１戸あたり ４２１万円 〔建物 ３２５万円 土地 ９６万円〕 ※町内移転の場合

※移転を行う前年度までに建設課にご連絡をお願いします。

（令和９年度に移転を行いたい場合は、令和８年８月２８日までにご連絡をお願いします）

※補助対象住宅の除却や移転先住宅の建設または購入については、補助を受ける年度内に完了させる必要があります。

※建物助成費のみの補助は受けられません。